

## 4 本計画の対象とする災害

本計画の対象とする災害は、地震、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、高潮、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発（災害対策基本法第2条第1号に定める災害）、新型インフルエンザ等の感染症、武力攻撃・大規模テロ等とする。

## 5 発災時の議会・議員の行動指針

### （1）議会の行動指針

- ア 日頃から、様々な災害の時期や程度を想定し、それに対応する体制を整える。
- イ 大規模災害発生等の非常時においても、議会の機能を維持する。
- ウ 復旧・復興期において、住民代表機関としての責務と役割を担う。

### （2）議員の行動指針

- ア 議会としての役割の範囲を踏まえ、災害対応を行う。
- イ 区災对本部の初動体制・応急対応への専念に配慮する。
- ウ 議会・区それぞれの役割を踏まえた上で、災害情報の共有を主体とした協力・連携体制の整備と災害への対応を行う。
- エ 発災中、発災直後及び状況が落ち着くまでは、区災对本部の緊急時対応の妨げにならないよう留意する。
- オ 独断で区災对本部とのやりとりや要望等を行わない。